

# 信濃町青少年育成町民会議規約

## 第1章 名称と事務局

(名称)

第1条 この会議は、信濃町青少年育成町民会議（以下「会議」という。）と称する。

(事務局)

第2条 この会議の事務局は、信濃町教育委員会事務局内に置く。

## 第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 この会議は、信濃町町民憲章の精神に則り、広く町民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 この会議は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 青少年がその誇りと責任についての自覚を高めるための活動。
- (2) 家庭教育、学校教育、社会教育等の緊密な連携を図るための活動。
- (3) 家庭の健全化を図るための活動。
- (4) 青少年育成活動の強化、子ども会相互の連絡提携を図るとともに、子ども会を支援するための活動。
- (5) 健全な青少年団体及びグループの育成を図り、すべての青少年がこれに参加することを奨励するための活動。
- (6) 文化、体育及びレクリエーションを奨励するための活動。
- (7) 健全育成施設の整備を促進するための活動。
- (8) 青少年の非行防止並びに社会環境の浄化を図るための活動。
- (9) その他、この会議の目的を達成するために必要な活動。

## 第3章 組織及び機関

(組織)

第5条 この会議は、信濃町の全戸及び青少年関係団体指導者、関係機関をもって構成する。

(機関)

第6条 この会議に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会)

第7条 総会は、この会議の最高機関とし、信濃町各地区の役員、関係機関の代表及び町内各青少年関係団体育成指導者をもって構成する。

2 総会は、毎年1回以上会長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 活動計画及び活動報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 規約の制定及び改正
- (4) その他、必要と認めた事項

(役員会)

第8条 役員会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成し、この会議の活動計画運営にあたる。

2 役員会は、会長が招集し、その議長となる。

(子ども会育成連絡協議会及び部会)

第9条 この会議の業務を推進するため、信濃町子ども会育成連絡協議会を置く。

2 前項の会に関する必要な事項は、会則で定める。

第9条の2 この会議の業務を推進するため、必要に応じて次の部会を置くことができる。また、必要に応じ特別部会を設け活動を執行することができる。

- (1) 総務広報部会
- (2) 地域対策部会
- (3) 学校対策部会
- (4) 家庭対策部会

2 部会に部長及び副部長を置く。

3 部長及び副部長は、理事の中から、部員は会員の中からそれぞれ会長が指名委嘱する。

4 部会は必要に応じ部長が招集する。

(表決)

第10条 この会議の議事は、出席者の過半数の同意を得て決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第4章 役員

(役員)

第11条 この会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員の仕事)

第12条 会長は、この会議の職務を総理し、この会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、第8条の定めるところにより、その職務を行う。

4 監事は、会計及び会務執行の状況を監査し、その結果を報告する。

(役員の選任)

第13条 役員の選任は次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、理事の中から役員会で選出し、総会の承認を得るものとする。
- (2) 理事及び監事は、総会で選任する。
- (3) 監事は、他の役員と兼ねることができない。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、役員会において選出し、次の総会で承認を求めるものとする。
- 3 補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、その任期が終了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

## 第5章 顧問・参与及び事務局

(顧問・参与)

第15条 この会議に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、総会の同意を得て、関係機関及び学識経験者の中から会長が委嘱する。

(事務局)

第16条 この会議の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、会長が委嘱する。
- 3 事務局の職員に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 会計

(会計年度)

第17条 この会議の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第18条 この会議に要する経費は、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

## 第7章 補則

(施行細則)

第19条 この規約の施行について必要な細則は、役員会で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、昭和60年7月19日から施行する。
- 2 この改正規約は、平成6年7月4日から施行する。
- 3 この改正規約は、平成26年6月28日から施行する。
- 4 この改正規約は、平成28年6月25日から施行する。